

# 身体障害者デイサービス事業の事業費 補助方式の取扱いについて

平成12年12月6日 障障第55号

厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長

身体障害者デイサービス事業に対する現行の補助方式は、デイサービス事業類型等に応じた定額補助であるが、今般、利用者の要望にあったきめ細かなサービスを効率的に提供する体制を整備するとともに、補助金の適正化及び効率化を図るという観点から、現行の補助方式に加え、利用実績に応じた補助方式（以下「事業費補助方式」という。）を導入することとしている。

なお、その取扱いについて別紙のとおり「身体障害者デイサービス事業取扱要領」を定めたので、貴管下市町村に対して本補助方式の取扱いの徹底を図るとともに、本補助方式の円滑な実施について十分配慮願いたい。

〔別紙〕

## 身体障害者デイサービス事業費 補助方式取扱要領

### 1 目的

利用者の要望にあったきめ細かなサービスを効率的に提供する体制を整備するとともに、補助金の適正化及び効率化を図るという観点から、サービス利用者の日常生活動作における介助の必要程度及び利用実績等に応じた事業費補助方式を導入するものである。

### 2 留意事項

(1) 補助方式の選択は、実施主体である市町村単

位での選択とする。

(2) 事業費補助方式への移行にあつては、1か月以上事業費補助方式を実施する場合に限り、年度途中の移行をできるものとする。

### 3 補助基準額の算定

(1) 補助基準額の算定に当たっては、利用者ごとの介助の必要程度に応じ、次に掲げる表の区分ごとに適用するものとする。

(単位：円)

類型 区分	程度区分 単 価	利 用 時 間			
		3 - 4 時間	4 - 6 時間	6 - 8 時間	
介 護 型	重度単価	5,200	7,500	10,500	
	中度単価	3,900	5,600	7,800	
	軽度単価	3,400	4,900	6,800	
基 本 型	重度単価	4,400	6,300	8,800	小規模型(6人)で 入浴サービスを未 実施の場合は、左記の 単価に83%を乗じた 額とする
	中度単価	3,300	4,700	6,600	
	軽度単価	2,800	4,100	5,700	
入 浴 中 心 型	重度単価	3,900	5,500	7,800	
	中度単価	2,900	4,100	5,800	
	軽度単価	2,500	3,600	5,000	
給 食 中 心 型	重度単価	2,800	4,000	5,700	
	中皮単価	2,100	3,000	4,200	
	軽度単価	1,800	2,600	3,700	
作業中心型		800	1,100	1,600	

- (2) 本事業における程度区分の判定に当たっては、平成12年12月6日障障第56号本職通知「身体障害者デイサービス事業及び身体障害者短期入所事業利用者に適用する国庫補助基準単価の取扱いについて」によるところとする。ただし、市町村がこれらと異なる判定基準を既に用いているなど、合理的な理由があるときは、この限りでない。
- (3) 利用時間が3時間未満の場合は、利用時間3～4時間の単価70%を乗じた額とする。